



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 3 5 号 令和 5 年 1 月 6 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
2	令和 4 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号及び第 1 0 号）の要領を公表する件	財政課
3	土地改良区を行う土地改良事業計画の変更を認可した件	農山漁村振興課
4	道路の区域を変更する件	道路整備課
5	公有水面の埋立ての免許の出願があった件	運輸政策課

徳島県告示第一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 新日本電工株式会社 徳島工場

住 所 阿南市橋町幸野六二番地一

代表者 執行役員徳島工場長 西尾清明

2 工場又は事業場

名 称 新日本電工株式会社 徳島工場

所在地 阿南市橋町幸野六二番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号イに規定するろ過施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年一月六日から

令和五年一月二十七日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和四年十二月十五日徳島県議会の議決を経た令和四年度徳島県一般会計補正予算（第九号及び第十号）の要領を次のとおり公表する。

令和五年一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、土地改良区の行う土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請人	地区名	認可年月日
阿南東部土地改良区	阿南東部地区	令和四年十二月十九日

徳島県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和五年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号		路線名	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	2	鳴門池田	阿波市市場町香美字原田 一三四番一地先から 同 一四九番二地先まで	旧	一〇・六〽一四・四	六二・四
			同	新	一二・三〽一四・四	六二・四

徳島県告示第五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

なお、同法第二条第二項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、徳島県土整備部運輸政策課、徳島県東部県土整備局徳島庁舎及び徳島市役所において、令和五年一月六日から三週間公衆の縦覧に供する。

令和五年一月六日

徳島小松島港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 免許を受けようとする者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門

4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

徳島市津田海岸町一一二五番一、一一二八番、一一四四番一及び一一四五番の各地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院津田公園四等三角点（北緯三四度〇二分四〇秒八一七、東経

三四度三四分五六秒一一九。以下「基点」という。）から七七度二六分

一二秒五四四・八一メートルの地点

の地点 から一五度四七分三〇秒四七八・六六メートルの地点

の地点 から一度〇五分〇六秒一九・一四メートルの地点

の地点 から一九六度三二分三二秒一六・九一メートルの地点

の地点 から一六五度〇八分五七秒六〇・九九メートルの地点

の地点 から一〇〇度三六分二八秒一九九・七七メートルの地点

の地点 から一九六度〇二分三八秒四〇七・一九メートルの地点

の地点 から一〇五度五二分一六秒五〇・〇〇メートルの地点

の地点 から一九五度五五分四八秒四六・〇二メートルの地点

の地点 から一〇六度二三分〇八秒一・六八メートルの地点

の地点 から一九五度五五分四六秒九・三六メートルの地点

の地点 から一八六度二三分〇三秒一一・三〇メートルの地点

の地点 から一六度一三分三五秒〇・七八メートルの地点

の地点 から二八六度一三分五九秒七七・五一メートルの地点

の地点 から一九六度一四分一二秒〇・七八メートルの地点

の地点 地点から二八六度二四分〇〇秒三六・九一メートルの地点
 の地点 地点から三一六度一五分四九秒二一・五二メートルの地点
 の地点 地点から一六度一六分一三秒一・九四メートルの地点
 の地点 地点から二八六度一五分四二秒五〇・〇〇メートルの地点
 の地点 地点から一九六度一六分一三秒一・九四メートルの地点
 の地点 地点から二五六度一六分〇二秒二一・五五メートルの地点
 の地点 地点から二八六度一五分五八秒五六・五九メートルの地点
 の地点 地点から三四一度二七分〇〇秒一四・八一メートルの地点
 の地点 地点から三三九度〇四分一三秒二〇・〇六メートルの地点
 の地点 地点から三四三度二八分二八秒三・九五メートルの地点

(三) 面積 一一五、〇五二・八二平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

徳島市津田海岸町一四四番二並びに一二五番一、一一二九番一、一一三〇番一、一一四〇番、一一四三番一、一一四四番一及び一一四五番の各一部並びに一一二五番一、一一二八番、一一三〇番、一一四〇番、一一四三番一、一一四四番一及び一一四五番の各地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びa1の地点とa24の地点とを結んだ線により囲まれた区域

a1の地点 基点から七七度二六分二秒五四一・九二メートルの地点
 a2の地点 a1の地点から一五度四五分三八秒四九七・二四メートルの地点
 a3の地点 a2の地点から二八〇度五四分五一秒一〇〇・八三メートルの地点
 a4の地点 a3の地点から一〇度一八分二三秒九一・三七メートルの地点
 a5の地点 a4の地点から二八〇度五八分四九秒五八・三〇メートルの地点
 a6の地点 a5の地点から一〇度三一分〇一秒二五・七六メートルの地点
 a7の地点 a6の地点から二八〇度五九分二九秒一四・三一メートルの地点
 a8の地点 a7の地点から二八九度五八分二三秒一七・二〇メートルの地点
 a9の地点 a8の地点から二八〇度五四分五一秒七三・四〇メートルの地点
 a10の地点 a9の地点から一度三二分三八秒三七・三五メートルの地点
 a11の地点 a10の地点から一〇〇度五九分二九秒一八二・〇六メートルの地点
 a12aの地点 a11の地点から一九〇度五九分二九秒二五・六九メートルの地点
 a13aの地点 a12aの地点から一〇〇度五六分四二秒二一三・三一メートルの地点
 a14aの地点 a13aの地点から一九一度〇一分四一秒二九三・一九メートルの地点
 a15aの地点 a14aの地点から二八〇度五三分二七秒一三〇・七四メートルの地点
 a16aの地点 a15aの地点から一九六度二〇分二一秒一五・八二メートルの地点
 a17aの地点 a16aの地点から一〇〇度四八分〇〇秒二三四・六〇メートルの地点
 a18aの地点 a17aの地点から一九六度〇二分三七秒四五五・一三メートルの地点
 a19aの地点 a18aの地点から一〇五度五二分一六秒二九三・八四メートルの地点
 a20aの地点 a19aの地点から一九五度五八分四九秒六六一・九二メートルの地点

出願の年月日	三	(三)	a24a23a22a21
	埋立地の用途	面積	の地点の地点の地点の地点
令和四年十二月十二日	ふ頭用地、製造業用地及び緑地	四三二、九二三・九九平方メートル	a23a22a21a20 の地点から二五六度三五分二八秒二五五・六四メートルの地点 の地点から二七二度二五分〇一秒二三・五三メートルの地点 の地点から一五度五二分四〇秒七〇四・九二メートルの地点 の地点から一八六度一四分〇五秒二九七・三九メートルの地点